



臨時の五天方針は無條件で変更ではないか

同様の部分スト支那の場合の資金について

吉田の野望論において、現実とどう向き合うか。

田嶋智子

● 胆嚢の主なもの

- 中華浸会の宣教師と彼等の活動に関する記事は、同誌の「宣教師」欄に掲載されている。
- 聯合会は聖地牙哥王立大学と提携している。

[illegible]

ニ丁ニ管仲の中止によつて元共済のみが有利になることは了解せられ、われ／＼の義勇隊は正義であり、太平八社の快慶にも賛同がある。運慶は六、一の義勇心をもちつてゐる。秋田物に感情を宿す十五次郎一斗華を誹謗すべきである。

。 彼等スト界隈によりロベックアウト、賃金カット、業務命令等の屈辱が加ると想定される。此の点  
組合費は不安定なものである。そこで、賃金保障の案と、労資協力の案に万全を期せられたい。

。聯合ストには前年會で選挙されてあり、これが彼等の數額であることは當然な事だが、選挙における具体的な事情もあるので更に充分に調査行ふべきだ。

の 舞臺又とをさけ、舞臺又とまたは一有りとを行之

○ 實業は特權のスライド艇に任せ、  
○ 今ごろ大衆を困くとはらつての外、幹事選舉に依りし、建合黨は斗争黨が欠けているため、  
○ 宣教師の運動は受領、資金不足のため、大計を白くす。

の 座席に頼しい仕事、中井が窓口、田安のまじり方處に入社就業したてるべき情勢は今こそ吾々に刺激である（三十一日よりのノート）は幕の前菜に属する。

○ 英米はクリフツではおらん、陸軍は砲連が少った、今度は大千五生力になつてゐるよと思ふ  
大会は学卒三日の終礼、十番社の建一牛争は経済的である、砲連は打つて一先となる前線に  
ある

。餘程の六三田の又との鋭い作樂に駭すな。一大決戦をもて、又主神會の諸大なる威力を發揮する。以上の討伐の後決定せよという提案もあつたが、南東すべきでないとの意見が優勢であつた。武長が電使

を原文の如く集約した。  
—— 鈴木憲記氏 ——  
（四） 寶金刀の件

前回の国会において、沢田厚雄氏に調査するということになっていたが、種々事情（内容が複雑）であり、明確なる調査の必要ないことは露骨であるが、既に二十一年の調査スト、調査ストは決定されており、次の調査とする。

● 全組合より修改する。カンパについてはまづ異同制で採算の上決める。以上の建築に同じく既築はどうするの(へ半増とす)。努力費減の(う)式面議定案の懸案がある。異同制して度福となったが組合員より要請される。両会のもてめめは代官資金に拘ること

次雜題され六時十五分回金した。



1938年11月19日  
第1000号

# 報速大会臨時第九回才ける賭命の労働炭

松竹下教宣部長

## 形式的な大会では終らせない 三日目が本格的討論入り

前掲本紙に載る「光明の運動本部」は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。光明の運動本部は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。光明の運動本部は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。

【第一日目】（二十日）  
光明の運動本部は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。光明の運動本部は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。

【第二日目】（二十一日）  
光明の運動本部は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。光明の運動本部は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。

【第三日目】（二十二日）  
光明の運動本部は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。光明の運動本部は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。

以上で、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。光明の運動本部は、第九回臨時大会は「労働者運動に取組むる形勢と我々の任務」を討議する。

松竹下教宣部長

# 廿八日より時限スト、 2月9日より48時間の 部分スト決行!

## 斗争日程表

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 二月九日   | 田交労働争入れ、学生打倒            |
| 二月十日   | 学生打倒                    |
| 二月十一日  | 中米米労働争入れ(半日) 東京について(冒険) |
| 二月十二日  | 田交千束へ(半日) 年報ストロウ        |
| 二月十三日  | なし                      |
| 二月十四日  | 斗争指導委員会(地方指導委員会)        |
| 二月十五日  | なし                      |
| 二月十六日  | 再限ストへ(斗争指導委員会) 報告       |
| 二月十七日  | 再限スト                    |
| 二月十八日  | 田交労働争入れ                 |
| 二月十九日  | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十日  | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十一日 | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十二日 | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十三日 | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十四日 | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十五日 | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十六日 | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十七日 | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十八日 | 田交労働争入れ                 |
| 二月二十九日 | 田交労働争入れ                 |
| 二月三十日  | 田交労働争入れ                 |

## 斗争指令

中米労働争入れ二十五日  
資金要請委員のたのしみ二十五日中米は、五五に限り実行を以て中米労働争入れの指導をすることにした。  
次つて各労働争入れは、各労働争入れの指導と指導して指導を要請し、斗争に突入するよう指令する。

### 資金要請委員

全国一各労働争入れへ指導と指導の指導と指導による。  
この指導と指導は、指導と指導による。  
斗争に突入するよう指令する。

# 時報

25

(日)

明治三十四年二月二十五日

（元金四、二〇元）

日本新聞社編輯部  
東京市本町三丁目

中興大衆新聞編輯部  
東京市本町三丁目

## 斗争指南

闘争は、労働者の権利を保障し、資本家の利益を制限することを目的とする。労働者は、労働組合を組織し、労働条件の改善を要求する。労働組合は、労働者の利益を代表し、労働市場での交渉力を高める。労働者は、労働組合を通じて、労働条件の改善を要求し、労働市場での交渉力を高める。労働者は、労働組合を通じて、労働条件の改善を要求し、労働市場での交渉力を高める。

記

一、労働者

二、労働組合

三、労働市場

四、労働条件

五、労働組合の組織

六、労働組合の活動

七、労働組合の役割

八、労働組合の歴史

九、労働組合の未来

十、労働組合の国際化

十一、労働組合の政治的関与

十二、労働組合の経済的関与

十三、労働組合の社会的関与

十四、労働組合の文化的関与

十五、労働組合の教育的関与

十六、労働組合の娯乐的関与

十七、労働組合の宗教的関与

十八、労働組合の哲学的関与

十九、労働組合の科学的関与

二十、労働組合の芸術的関与

二十一、労働組合のスポーツ的関与

二十二、労働組合の娯乐的関与

二十三、労働組合の宗教的関与

二十四、労働組合の哲学的関与

二十五、労働組合の科学的関与

二十六、労働組合の芸術的関与

二十七、労働組合のスポーツ的関与

二十八、労働組合の娯乐的関与

以上





# 連盟「債金カットで対抗 —組合員の動揺狙う—

中央信託二下支等に成る連盟のふいふ形成し、初年度債権連盟では、一月二十  
六日大連八社の受託債権委託を断る、討議と見られる結果。  
一 ロックアウト中の債権委託の引き上げは、連盟は決意を固く、争分秒に  
争分秒に断る、討議と見られる結果。  
二 争分秒に断る、討議と見られる結果。  
三 争分秒に断る、討議と見られる結果。

以上の二受託債権委託を断る、討議と見られる結果。  
一 ロックアウト中の債権委託の引き上げは、連盟は決意を固く、争分秒に  
争分秒に断る、討議と見られる結果。  
二 争分秒に断る、討議と見られる結果。  
三 争分秒に断る、討議と見られる結果。

## すべての切崩しをハネ返し 進め斗かえ、団結せよ

労働組合は、労働者の利益を守るため、すべての切崩しをハネ返し、進め斗かえ、団結せよ。  
労働組合は、労働者の利益を守るため、すべての切崩しをハネ返し、進め斗かえ、団結せよ。

労働組合は、労働者の利益を守るため、すべての切崩しをハネ返し、進め斗かえ、団結せよ。  
労働組合は、労働者の利益を守るため、すべての切崩しをハネ返し、進め斗かえ、団結せよ。

















英分中斗記三三號

一五五四

日本興業銀行組合

中央斗争委员会 图书馆

中央文庫學刊

各賢本別。文部斗命。並同。其

ズト突入指令

學問、藝術の進歩を斗争して資金使ひの目的達成のため闘ひまゝ進行しているが、運動に本根張りの分として、とるに足りない一社会政策的要素を便なくして置かう。運動にあれば（この方面を通じて）中斗はこめ散落に於て更に経済的に進むのを圧力と知え周囲の解嘲をよめるため、華やか派の末の行状を決定した。

よつて各支那は託庇により実の門閥を更行するよう石指合する。

紀

[illegible]

一應 二月十七日

二月十一日

卷八終

二 拜 三 十 三 日

坐八時四十一

三十三

二月二十五日

卷一百一十五

二月二十一日

二月二十四日

三 大衆的演劇

！大教新興を更に踏進

卷一百一十五

三

本指今更遊についての一

100

火之通勞

教宣部

☆ 自來







# 時評

第 40

政府、資本家の御用新聞

感 賞 反 動 新聞 批判

選挙斗争は加勢、曲解、日帝との斗争を二本の柱とし、金証書の写し等をもとり、セ  
ンイ校に反刻する中、小卒者、草莽志士、市井、水戸で、圧迫され切望者とも此斗争こと  
を呼んだ日帝に代表される農民、市民、その抵抗を國民苦難をまきこんで、かつて  
みない一大斗争に発展しようとしている。

このたかまりにみそれた政府ならばに資本家は、いろんな反動立法をもつてこれ  
らの動きをおさえ、または暴力に盲従した警察をつかつてナガイじみたダンシアツをや  
つてきているが、それと同時に反動的な大量宣傳機關をつかつて、これらの斗争にミズ  
をあげ統一のなすのいの現をたちあろうと企圖している。

何んが中央三大紙（朝日、毎日、読売）は、農労の進歩ストに對し、極めて絶望的なデマ  
宣傳をおこなつてあり、これはすでに公平な立場からの論評ではなく、明らかに資本家  
の利益を代表する立場によつて書かれたものである。

このため加勢では十六日交際部じ会をひらき、石三社に緊急脱出することをはじめ、直ち  
に読売新聞社には同部会日談ほか、毎日新聞社には久保田次長ほか、朝日新聞社には森  
谷耕太郎社長ほかをハケン、農労の斗争についての説明をおこなうとともに、このような  
報道をおこなつたことについて無責任な人を入れた。

これに對し朝日は「今後十分注意する」とともに「根本物の連日の発表に、論議、を促  
つてもらいたい」旨の返答があり、他の二紙では今後直接影響者とも会うことになつた。

各 報 章 と の 情 報 交 換

共 斗 連 帯 の 充 實 化

十六日の交際部じ会では、近き斗争に立ちあうとし、また現社中いつある各報章との  
より一層のタイクイをかためるために、毎日新聞社にはかの斗争の日を、日教連、國  
教、以實、延壽、協同、合化、金証書にハケン、相互の情報をお互しあうとともに、農  
労の斗争に對し、一層の支援を依頼した。



# 時報

第 一 〇 〇 〇 号

去る二月十六日の参院常会に於て小坂芳雄大位は「現在府方が行つてゐる強出ストの實情は如何に引くべきである」と質問し、しかもフル新聞を通じて大々的に報道した。社会党ではある関係者の介入による空想者の作化は、極めて不愉快な事象であるとして、小坂芳雄大位を追及する一方、左派の通り抗議書を小坂大位に手交した。

尚、中井作樂第二十七で恩賜の鈴木重良の名をもつて申入れに知する小坂芳雄の回答は次の通りである。

同 答

二月十六日の参院常会に於ける小坂芳雄大位の質問は、録事会田村文吉氏の質問記者を分ストに偽するの詭法に類することを示したものであり、かゝる行政解散を必要に迫り強行し、強行に於て國會職員の質問記者を弄することは、政府並に閣議大位の当然の責務に属するものであつて、今次閣議ストに對して政治的介入を行はんとする意図に出たものでないこと勿論である。

併つて政府としてこの質問を答へる考へはない。

昭和二十九年二月十七日

日本社会党

芳雄大位 小坂芳雄 大位

中央執行会員長 鈴木茂三郎

抗議 謝 書

二月十六日参院常会に於ておける、芳雄大位の閣議分ストの資金源引の質問に對し、わが党は其の撤回を申し入れたところ、芳雄大位の回答は行政解散に名をかりた形式の謝罪に過ぎなかつた。

資金源引の真相は方便に於て自派的に組織されるべきものであつてもかかわらず、この資金源は明らかに本家財閥とする政治的意圖により行われたものである。

かかる國家権力の介入による芳雄大位の強行は、極めて不適なる強硬といわざるを得ない。よつてわが党は、この政府の強硬に對し再度抗議を申し込むものである。

昭和二十九年二月十八日

日本社会党

中央執行会員長 鈴木茂三郎

芳雄大位 小坂芳雄 大位

品大之澤勇雄 敎宣部

11222







外埠

日世相之確證名申請の経過

[illegible]

(1) 現在の勢力が、便が今度も流行るおそれあり、悪化金の消費にものとすいて、直ちに閉山の憂慮をする以外ない。

(四) 管掌は日雇として、その日の松、山田等に往來して不利益を蒙らない。

(3) 夢子行儀は、前記の如く本年七月、八月の石炭小沢期間も下山はしないという申出がなされた。

組合長らは直ちに組合の發行部と、新聞局長、田舎記者を協同に呼び寄せ、各社と組合は十八日小倉に合（山九）組合のメンバーもつて社社代表を引合はし、双方これを承認した。

したかつて、斗牛場、遊園地の内で斗牛を免除を考慮せられたといふ彼等が、会社より漸進的に戦つた。斗牛は重大な弊害であるので、斗牛の賣大板を買取、徳刀ホシイするよう記録したことに制しつけた。そこで小島田出立人かち成道館を要請し会社の切羽一擧で解決せられてはならぬい事と意見を交換、会社との関係事項を日報に記した。その場の意見ではどうとも思案であると懸念されながら、異議を出さずすまの会を空日。距離短縮された。そのむね九年半ほどに宛められた。九年から却区事務部長、技区執行幹し。法廷対新長編のオルダグを推進することになった。

九本では組織距離にあることも案外であるので、仕掛奉行などに命を預けて距離を伊豆し、現物オルダ師にその旨を傳達し、伊豆が自給の距離からみて、

(2) 如何なる理由があるにしても半額の免除はなすべきでない。

あらゆる努力を払つて会社との融合を自然にさせて斗争を排除させる。

（2）もしこれが困難な場合は、直ちに降参の申附を甲斗に行う。

[illegible]

(1) 会社、組合の解散を目的とすることと

から莫大な援助があることを強調したが、捐之助を感心

(4) 組合を白紙にすることは出来ない。

(2) 朝鮮なる所の事情も用をない、と云ふ行ふときは凶凶になるということとで新導が



十一 請早到

又十六だけではわがやうなもので十六の横字を脱簡せよ。又お脱簡でもよい。

数学については耳をぬいては行かないが従来の割合などの勉強で満足するだけだ。

組合 推定数の総額は幾らか

余は 余は武家の方法の受給の上でなれど事えはいふが要受給の色を明示せよ

祖心圓覺及至我暗せず則ち論議に入る、予前二院典因

第一次集結點二千万円額を定めてゐる。

[illegible]

が、決していいではないが、大正治政を考慮してゐるからこゝで五外まで止めてゐる。

此の歴史的問題を整理としても少し誤謬を犯せ、その値では正確である

金其剛利也然就其入り、之時四五分間

今五 國を以てしんじ。

寒 露 九 二 分 曜 月 既 東 遷 日 始 分 又 上 分 以 候 節

この紙片は、煤粉は一を幾許するとして、午前四時三〇分頃、灰を打落り、そのまゝに



## 賃金(賃金)支払方法の状況

1954.2.21 處

[illegible]

[illegible]

|     | 支 払 日                    | 内 容            | 金 額                                                                 | 備 考                                                                                                             |
|-----|--------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西 村 | 15日                      | 現金             | 金庫 4,000円<br>現金 3,000円<br>貸 借 1,500円                                | 22日 今月より部費<br>合計4500円の繰上りである。                                                                                   |
| 大 江 | 27日<br>12日               | 現金<br>現金       | 部費 3000円×繰上り<br>その他 本人持参 3700円                                      | 1月と2月12日(期)は前月の繰上り<br>の繰上りである。これら繰上りの分を併せて繰<br>上りに出たものである。<br>新年度(期)は前月の繰上り<br>3700円と繰上りの分を併せて繰上りに出た<br>繰上りである。 |
| 村 田 | 26日<br>26日<br>13日<br>14日 | 現金<br>現金<br>現金 | (前年度の) (1~15日)<br>(その他) ( )<br>部費 本人持参 3000円×繰上り<br>その他 本人持参 1,100円 | 22日 今月より部費                                                                                                      |
| 北 方 | 25日<br>13日               | 現金<br>現金       | (前年度の) (1~15日)<br>その他 本人持参 1,000円                                   | 部費(期) (15日)                                                                                                     |
| 大 塚 | 26日<br>12日               | 現金<br>現金       | (1~15日) 本人持参 3,000円                                                 | 22日より部費に入る部費                                                                                                    |

一 頁 島 一

22日~23日(第2期)の部費(期)は……(ビストン・テック)……会社・部費500円(期) 部費(期)1000円  
部費、部費、部費として文書(期)……







# 時報

50 頁

三 五午間八時二十分 読者会即より開け

一、大正八社は四百年町八時上川小委員会を開議したるも議程で五午間八時開議に入る。

二、北村は小委員会四時五十分より開議したる、何れも議程は議程で五午間八時開議に入る。

三、北村は小委員会四時五十分より開議したる、何れも議程は議程で五午間八時開議に入る。

ノ、星野は金川四時五十分より開議したる、何れも議程は議程で五午間八時開議に入る。

五、大正八社は四百年町八時上川小委員会を開議したるも議程で五午間八時開議に入る。

六、大正八社は四百年町八時上川小委員会を開議したるも議程で五午間八時開議に入る。

七、大正八社は四百年町八時上川小委員会を開議したるも議程で五午間八時開議に入る。

八、大正八社は四百年町八時上川小委員会を開議したるも議程で五午間八時開議に入る。

九、大正八社は四百年町八時上川小委員会を開議したるも議程で五午間八時開議に入る。

十、大正八社は四百年町八時上川小委員会を開議したるも議程で五午間八時開議に入る。

## 九州六社

### 新提案を承す

出立四時上川小委員会を開議したるも議程で五午間八時開議に入る。

宣 部

1954.3.5

中興誌

中華委員會は三月五日午後一時三十分より三時直朝が休た。

內  
容

一、彼等の情況から判断して、極めて困難に決したことと確信した。

大正のラングの修正は十三社の出力の半で解決する

五、内閣府等の内閣と関係して職務を担担する

戦地救援の組織は地之司本部委員会に任ずる

三、次の均等で級数と小変異余に白煙を生成する

イ、ベイスを消滅する

口、資金コストは名目の約何にせよ、われらは、100%確保する

八、體質的素に「努力」する

二、今次両会二事で発生した問題は全て解決する

小委員会の構成

大平八社 一冊 中興發行所 四石 賣本別 各一名 販張 一名

九共計 一一 中委執行部 三名 調查別 各一名 監理 一名

守部 一 中央執行部 二名 山元 若干名 監獄 一名

大正労働組大  
会  
催  
指  
示

九歳當肥方斗命を願ひ口中の熱油に基を指し、た油求めよと立對ふと大正醫院に抱念した

ノ、三月七日に神樂宮建立のためのお金に謝し

2. 果物の製法については述べて置く。

特報

52頁

大之浦 十二時三十分

(形勢より大之浦中止電報)  
十二時三十分(要)

遂にスト中止指令発す

☆九共斗・妥結内容

以て労働組合

ベース・マン

100E

(ベース・マンの組合員は100Eに昇格する)

一時金

1,000E

労務費

10,000E

(労務費は労務費に充てられる)

四、大之浦労働組合の組合員は100Eに昇格する

労働組合の専任職員

一、三、100Eに支給される

二、十二時三十分の労働組合の組合員は100Eに昇格する。第一時金1,000E、労務費10,000E、労務費10,000Eに充てられる。第二時金1,000E、労務費10,000Eに充てられる。

☆大手八社

原簿費

ベース・マン

100E

(ベース・マンの組合員は100Eに昇格する)

一時金

1,000E

労務費

10,000E

(労務費は労務費に充てられる)

☆宇部興産

労務費

100E

1,000E

(労務費は労務費に充てられる)

尚、具体的内容については不明であるので、  
早急に調査の上、流布する。

品大之浦労働組合 統一部

1954.8.6

炭労ついに妥結!

大手8社、宇部、7時15分 九共斗は10時30分 スト中止せよ